資料３

市民福祉総合政策学識者会議の調査審議事項について

１　市民福祉総合政策学識者会議の設置趣旨

本市においては、急速な少子高齢化等に対応するために各福祉分野別計画を策定し、様々な取組を進めているところであるが、限られた財源の中で効果的な取組を進めるためには、各福祉分野別計画間の連携や福祉施策以外の市の様々な施策との連携がより一層必要とされています。

国においても、地域共生社会の実現に向けた具体的な改革を進めるために、平成 29 年 6 月に社会福祉法の改正を行い、地方公共団体が包括的な相談支援体制を整備していくことや、これを促進する観点から、市町村地域福祉計画の策定を努力義務とし、各福祉分野別計画の上位計画として位置づけるなど、様々な分野と連携した福祉施策の推進の必要性が示されています。

こうした国の動向や市の様々な施策を俯瞰した中で、尼崎市における地域共生社会の実現にむけて、本市における効果的な福祉施策を具体化する方策等を調査審議するために、尼崎市社会保障審議会に各福祉分野別計画の学識経験者で構成する市民福祉総合政策学識者会議を設置しました。

２　調査審議内容

尼崎市版地域共生社会の実現に向けて、次の項目について調査審議を行います。

⑴　福祉分野別計画間の連携
⑵　分野横断別な包括的支援のあり方
⑶　まちづくり施策との連携

（イメージ図）市民福祉総合政策学識者会議の位置づけ

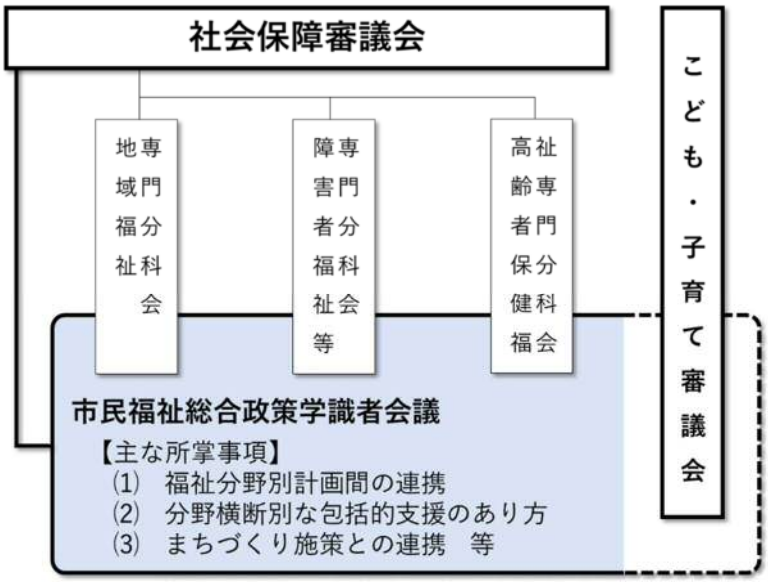

以　上